

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>II. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>II-1 一般的な事務処理等</p> <p>II-1-1 一般的な監督事務</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 類似商号使用者に係る対応について</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 財務局長は、上記①から③までの措置をとった場合は、業者名、代表者名、店舗等の所在地、業務内容及び規模等について速やかに金融庁長官へ報告するものとする。</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>II. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>II-1 一般的な事務処理等</p> <p>II-1-1 一般的な監督事務</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 類似商号使用者に係る対応について</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 財務局長は、上記①から③までの措置をとった場合は、業者名、代表者名、店舗等の所在地、業務内容及び規模等について速やかに金融庁長官へ報告するものとする。<u>報告を受けた金融庁においては、警告を行った者の名称等について、金融庁ホームページで公表を行うものとする。</u></p> <p>⑤ (略)</p>
<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3-3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-3-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3-3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-3-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>店頭デリバティブ取引の勧誘方法等に関する注意喚起文書の配布に係る留意事項</u> <u>店頭デリバティブ取引業者が、店頭デリバティブ取引を行うときには、日本証券業協会自主規制規則「協会の投資勧誘、顧客管理等に</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>(3) (略)</p> <p>(4) 有価証券関連店頭デリバティブ取引業者の説明責任に係る留意事項 個人向けの有価証券関連店頭デリバティブ取引業者が、顧客に対して行う説明事項に係る留意事項は、上記(3)に準ずるものとする。</p> <p>(5) 通貨オプション取引・金利スワップ取引等を行う店頭デリバティブ取引業者の説明責任に係る留意事項 上記(3)・(4)に該当しない場合でも、店頭デリバティブ取引業者が、例えば通貨オプション取引・金利スワップ取引等の店頭デリバティブ取引を行うときには、以下のような点に留意しているか。 (注) 金融商品取引業者が、店頭デリバティブ取引と同様のリスク特性を有する取引（仕組債の販売等）を行う場合についても、準じた取扱いとしているかに留意するものとする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 不招請勧誘の禁止の例外と考えられる先に対する店頭デリバティブ取引の勧誘については、法令を踏まえたうえ（注）、それまでの顧客の取引履歴などによりヘッジニーズを確認し、そのニーズの範囲内での契約を勧誘することとしているか。 (注) 不招請勧誘の禁止の例外とされている「外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人」（金商業等府令第116条第2号）</p>	<p><u>関する規則」及び金融先物取引業協会「金融先物取引業務取扱規則」を踏まえ、①不招請勧誘規制の適用関係、②リスクに関する注意喚起、③トラブルが生じた場合の指定ADR機関等の連絡先等を分かりやすく大きな文字で記載した簡明な文書（注意喚起文書）を配布し、顧客属性等に応じた説明を行うことにより、顧客に対する注意喚起を適切に行っているか。また、その実施状況を適切に確認できる態勢となっているか。</u> <u>(注) 金融商品取引業者が、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売を行う場合についても、準じた取扱いとしているかに留意するものとする。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 有価証券関連店頭デリバティブ取引業者の説明責任に係る留意事項 個人向けの有価証券関連店頭デリバティブ取引業者が、顧客に対して行う説明事項に係る留意事項は、上記(4)に準ずるものとする。</p> <p>(6) 通貨オプション取引・金利スワップ取引等を行う店頭デリバティブ取引業者の説明責任に係る留意事項 上記(4)・(5)に該当しない場合でも、店頭デリバティブ取引業者が、例えば通貨オプション取引・金利スワップ取引等の店頭デリバティブ取引を行うときには、以下のような点に留意しているか。 (注) 金融商品取引業者が、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売を行う場合についても、準じた取扱いとしているかに留意するものとする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 不招請勧誘の禁止の例外と考えられる先に対する店頭デリバティブ取引の勧誘については、法令を踏まえたうえ（注）、それまでの顧客の取引履歴などによりヘッジニーズを確認し、そのニーズの範囲内での契約を勧誘することとしているか。 (注) 不招請勧誘の禁止の例外とされている「外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人」（金商業等府令第116条第1項</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>には、例えば、国内の建設業者が海外から材木を輸入するにあたって、海外の輸出者と直接取引を行うのではなく、国内の商社を通じて実態として輸出入を行う場合は含まれるが、単に国内の業者から輸入物の材木を仕入れる場合は含まれないことに留意する必要がある。</p> <p>⑥・⑦ （略）</p> <p><u>（6） 契約締結前の書面交付に係る留意事項</u></p> <p>①～④ （略）</p> <p>⑤ 金商業等府令第94条第1項第1号に規定する「カバー取引相手方」については、複数のカバー取引相手方がある場合は、その全てを記載することとする。ただし、銀行間外国為替市場（いわゆる「インター・バンク市場」）参加者が当該取引をインター・バンク市場において行う場合であって、あらかじめカバー取引相手方が特定できない場合には、その旨を記載すれば足りるものとする。</p> <p>⑥ 金商業等府令第94条第1項第4号に規定する「預託先」には、保証金等の預託先となる金商業等府令第143条第1項第1号又は第2号イからニまでに掲げる預託先の具体的な名称を記載することとする。</p> <p><u>（7）</u>（略）</p> <p><u>（8） 不招請勧誘の禁止規定に係る留意事項</u></p> <p>店頭金融先物取引の勧誘においては、過去に、一部において、電話や戸別訪問による勧誘を受け、リスクや取引の仕組みなどについて十分に理解しないまま受動的に取引を開始したことによるトラブルから社会問題に発展した経緯がある。これを踏まえ、<u>金商法第38条第3号</u>において、<u>店頭金融先物業者又はその役員若しくは使用人が、金融先物取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、金融先物取引契約の締結の勧誘をする行為</u>（いわゆ</p>	<p>第2号)には、例えば、国内の建設業者が海外から材木を輸入するにあたって、海外の輸出者と直接取引を行うのではなく、国内の商社を通じて実態として輸出入を行う場合は含まれるが、単に国内の業者から輸入物の材木を仕入れる場合は含まれないことに留意する必要がある。</p> <p>⑥・⑦ （略）</p> <p><u>（7） 契約締結前の書面交付に係る留意事項</u></p> <p>①～④ （略）</p> <p>⑤ 金商業等府令第94条第1項第1号に規定する「カバー取引相手方」については、複数のカバー取引相手方がある場合は、その全てを記載することとする。ただし、銀行間外国為替市場（いわゆる「インター・バンク市場」）参加者が当該取引をインター・バンク市場において行う場合等であって、あらかじめカバー取引相手方が特定できない場合には、その旨を記載すれば足りるものとする。</p> <p>⑥ 金商業等府令第94条第1項第4号に規定する「預託先」には、<u>当該店頭デリバティブ取引契約が有価証券関連店頭デリバティブ取引に係るものである場合にあっては顧客分別金信託の受託者、それ以外の場合にあっては保証金等の預託先となる金商業等府令第143条第1項第1号又は第2号イからニまでに掲げる預託先の具体的な名称を記載することとする。</u></p> <p><u>（8）</u>（略）</p> <p><u>（9） 不招請勧誘の禁止規定に係る留意事項</u></p> <p>店頭金融先物取引の勧誘においては、過去に、一部において、電話や戸別訪問による勧誘を受け、リスクや取引の仕組みなどについて十分に理解しないまま受動的に取引を開始したことによるトラブルから社会問題に発展した経緯がある。これを踏まえ、<u>金商法第38条第4号</u>において、<u>店頭デリバティブ取引業者又はその役員若しくは使用人が、店頭デリバティブ取引（店頭金融先物取引以外のものである場合にあっては、個人である顧客を相手方として行う店頭デリバティブ取引</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>る「不招請勧誘」が禁止されている。</p> <p>一方、金商業等府令第116条の規定により、継続的取引関係にある顧客に対して金融先物取引契約の締結を勧誘する行為、並びに外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する勧誘であって、当該法人が保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺するために店頭金融商品取引契約の締結を勧誘する行為は認められている。</p> <p>こうした取扱いを確保するため、店頭金融先物取引業者は、顧客からの招請状況等に則した適正な勧誘の履行を確保する観点から、顧客からの招請状況を的確に把握し得る顧客管理態勢を確立することが重要であり、例えば以下のような点に留意して監督するものとする。</p> <p>① 不招請勧誘への該当性</p> <p>イ. 金商法第38条第3号に規定する「訪問し又は電話をかけて、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為」には、勧誘を行ってよいか否かを尋ねることが含まれる。</p> <p>ロ. 金商業等府令第116条第1号に規定する「未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者」には、権利行使期間が満了していないオプションを有する者を含む。</p> <p>ハ. 広告等を見た顧客が、店頭金融先物取引業者に対して電話等により、一般的な事項に関する照会や取引概要に関する資料請求を行ったことのみをもって、当該顧客が「金融商品取引契約の締結の勧誘の要請」をしたとみなすことはできない。</p> <p>② (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>に限る。以下（９）において同じ。）に係る契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、<u>店頭デリバティブ取引に係る契約の締結の勧誘をする行為</u>（いわゆる「不招請勧誘」）が禁止されている。</p> <p>一方、金商業等府令第116条の規定により、継続的取引関係にある顧客に対して店頭デリバティブ取引に係る契約の締結を勧誘する行為、並びに外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する勧誘であって、当該法人が保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺するために店頭金融商品取引契約の締結を勧誘する行為は認められている。</p> <p>こうした取扱いを確保するため、店頭デリバティブ取引業者は、顧客からの招請状況等に則した適正な勧誘の履行を確保する観点から、顧客からの招請状況を的確に把握し得る顧客管理態勢を確立することが重要であり、例えば以下のような点に留意して監督するものとする。</p> <p>① 不招請勧誘への該当性</p> <p>イ. 金商法第38条第4号に規定する「訪問し又は電話をかけて、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為」には、勧誘を行ってよいか否かを尋ねることが含まれる。</p> <p>ロ. 金商業等府令第116条第1項第1号に規定する「未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者」、<u>同項第4号に規定する「未決済の有価証券関連店頭デリバティブ取引の残高を有する者」</u>及び<u>同項第5号に規定する「未決済の店頭デリバティブ取引の残高を有する者」</u>には、権利行使期間が満了していないオプションを有する者を含む。</p> <p>ハ. 広告等を見た顧客が、<u>店頭デリバティブ取引業者</u>に対して電話等により、一般的な事項に関する照会や取引概要に関する資料請求を行ったことのみをもって、当該顧客が「金融商品取引契約の締結の勧誘の要請」をしたとみなすことはできない。</p> <p>② (略)</p> <p>(10) 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の勧誘に係</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>(9) (略)</p> <p>IV-4 諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-4-2 承認及び届出等</p> <p>IV-4-2-4 累積投資業務に係る留意事項</p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p>(9) 勤労者財産形成促進法（以下「財形法」という。）に基づく累積投資（以下「財形貯蓄」という。）業務については、次によることができるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 金銭の払込み及び預り金の管理については、上記(3)①及び②にかかわらず次によること。</p>	<p><u>る留意事項（合理的根拠適合性・勧誘開始基準）</u></p> <p><u>店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売に関しては、顧客にとってリスク等が分かりにくい等の問題により、特に個人顧客との間でトラブルが増加している。こうしたことを踏まえると、個人顧客に対してこれらの仕組債・投資信託の勧誘を行う金融商品取引業者においては、投資者保護の充実を図る観点から、適合性原則等に基づく勧誘の適正化を図ることが重要であり、例えば、以下の点に留意して検証することとする。</u></p> <p><u>日本証券業協会自主規制規則「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」を踏まえ、投資者へ販売する商品としての適合性（合理的根拠適合性）の事前検証を行っているか。</u></p> <p><u>日本証券業協会自主規制規則「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」を踏まえ、商品のリスク特性や顧客の性質に応じた勧誘開始基準を適切に定め、当該基準に従い適正な勧誘を行っているか。</u></p> <p>(11) (略)</p> <p>IV-4 諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-4-2 承認及び届出等</p> <p>IV-4-2-4 累積投資業務に係る留意事項</p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p>(9) 勤労者財産形成促進法（以下「財形法」という。）に基づく累積投資（以下「財形貯蓄」という。）業務については、次によることができるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 金銭の払込み及び預り金の管理については、上記(3)①及び②にかかわらず次によること。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>イ・ロ．（略）</p> <p>ハ．顧客からの払込金等は、<u>財形貯蓄特定預金勘定</u>として区分経理のうえ、これに相当する金額をすみやかに<u>金融商品取引業者名義により金融機関に対し、他の預金と区分して預金</u>すること。</p> <p>二．（略）</p> <p>③～⑥ （略）</p> <p>（10）～（12）（略）</p> <p>IV－5 <u>国際的に活動する金融商品取引業者グループ</u>について</p> <p>大規模で複雑な業務を行う金融商品取引業者グループについては、リスクの集中によって、金融システムに与える潜在的なリスクが高まっている。一方、特に国際的に活動するグループを中心に、組織の巨大化・縦割り化に伴って、グループ全体の経営管理が難しくなり、グループ全体のリスクの所在についても不明確になってきている。</p> <p><u>したがって、国際的に活動する金融商品取引業者グループ</u>については、適切な経営管理の下で、グループベースでの強固で包括的なリスク管理を徹底させることが重要であり、金融コングロマリット監督指針に記載された視点を踏まえつつ、特に以下の点にも留意して監督を行うこととする。</p> <p>なお、「<u>国際的に活動する金融商品取引業者グループ</u>」とは、以下の①及び②に該当するグループをいう。</p>	<p>イ・ロ．（略）</p> <p>ハ．顧客からの払込金等は、<u>財形貯蓄預り金</u>として区分経理すること。</p> <p>二．（略）</p> <p>③～⑥ （略）</p> <p>（10）～（12）（略）</p> <p>IV－5 <u>指定親会社グループ</u>について</p> <p>大規模で複雑な業務を行う金融商品取引業者グループについては、リスクの集中によって、金融システムに与える潜在的なリスクが高まっている。一方、特に国際的に活動するグループを中心に、組織の巨大化・縦割り化に伴って、グループ全体の経営管理が難しくなり、グループ全体のリスクの所在についても不明確になってきている。<u>そのため、金融商品取引業者が大規模かつ複雑な業務をグループ体として行っている場合に、当該金融商品取引業者がグループ内の親会社・子会社・兄弟会社からもたらされる財務・業務上の問題等によって突然の破綻に至ることで、金融商品取引業者の市場仲介機能が不全に陥り、広範な投資者に悪影響が及び、引いては金融システムへの悪影響が懸念されるおそれがある。</u></p> <p><u>こうしたことを踏まえ、大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う金融商品取引業者について、連結ベースの規制・監督の対象とする観点から、大規模な金融商品取引業者のうち、グループ体で金融業務を行っている</u>と認められるものについては、<u>親会社を含むグループ全体に係る連結規制・監督（いわゆる「川上連結」）の対象とすることとされたところである。</u></p> <p><u>この川上連結の対象となる指定親会社グループ</u>については、適切な経営管理の下で、グループベースでの強固で包括的なリスク管理を徹底させることが重要であり、金融コングロマリット監督指針に記載された視点を踏まえつつ、特に以下の点にも留意して監督を行うこととする。</p> <p>なお、「<u>指定親会社グループ</u>」とは、<u>指定親会社及びその子法人等</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p><u>金融商品取引業者グループ内の下記（注１）（a）に該当する者（以下「経営管理会社」という。）又は（b）に該当する者に、我が国以外の国・地域において有価証券関連業に係る海外拠点（駐在員事務所を除く。）を有する者があること。</u></p> <p><u>金融商品取引業者グループ内の下記（注１）（a）又は（b）に該当する金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）を行う者に限る。以下Ⅳ－５において同じ。）の固定資産等控除後自己資本が2,000億円以上であること。</u></p> <p><u>（注１）金融商品取引業者グループとは、次の（a）及び（b）に該当する者（（c）又は（d）に該当する者がある場合には当該者を含む。）で構成される企業集団をいう（ただし経営管理会社が銀行又は銀行持株会社である場合を除く。）。</u></p> <p><u>（a）国内に本店等を有する法人であって、当該法人及び当該法人の子会社（財務諸表等規則第８条第３項に規定する子会社をいう。以下同じ。）のうちに、金融商品取引業者を含む者</u></p> <p><u>（b）上記（a）に該当する者（経営管理会社）の子会社</u></p> <p><u>（c）上記（a）に該当する者（経営管理会社）の関連会社（財務諸表等規則第８条第５項に規定する関連会社をいう。）</u></p> <p><u>（d）上記（a）から（c）までに該当する者のほか、内部管理に関する業務（法令遵守管理に関する業務、損失の危険の管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務、税務に関する業務並びに電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務の一部又は全部をいう。）を（a）に該当する者又は（b）に該当する者である金融商品取引業者と共通の役員又は使用人が行っている会社</u></p> <p><u>（注２）上記①に該当するが②には該当しないグループのうち、海外進出先の監督当局からグループとしての（連結ベース等での）財務の健全性についてのモニタリングを我が国で受けていることが求められているものについても、Ⅳ－５－３（２）を適用するものとする。</u></p>	<p><u>構成されるグループをいう。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>IV-5-1 経営管理</p> <p><u>国際的に活動する金融商品取引業者グループの経営管理</u>については、以下の点にも留意するものとする。</p> <p>① <u>経営管理会社</u>の取締役は、海外拠点を含むグループ各社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるか。</p> <p>② <u>経営管理会社</u>は、グループが目指すべき全体像等に基づいた経営方針・経営計画を明確に定め、海外拠点を含むグループ全体に周知しているか。また、海外拠点を含めて計画の達成度合いを定期的に検証し、必要に応じ、その設置の意義やグループ内での位置づけを含め、見直しを行っているか。</p> <p>③ <u>経営管理会社</u>は、<u>国際的に活動する金融商品取引業者グループ</u>を形成することに伴う組織の複雑性の増大や、それに伴う経営管理の困難化について十分理解し、適切な経営管理態勢を整備しているか。特に、海外拠点の適切な運営を確保するための態勢として、経営管理会社による直接的な管理と海外拠点の経営陣への必要な権限の付与とを適切に組み合わせるとともに、かつ、責任分掌の明確化を図っているか。</p> <p>④ <u>経営管理会社</u>は、海外拠点の業務内容やリスク特性等を勘案の上で、グループ全体または海外拠点の内部監査部門において適切に内部監査を実施する態勢を整備しているか。また、内部監査の結果等を踏まえて適切な措置を講じているか。</p> <p>⑤ <u>経営管理会社</u>は、海外拠点の位置づけやその業務戦略・業務計画を踏まえ、実際の業務内容やリスク特性等も勘案して、海外拠点における十分な内部管理態勢の整備を図っているか。</p> <p>⑥ <u>経営管理会社</u>は、海外拠点を含むグループ全体の業務・財務内容を把握し、各拠点の抱えるリスクの特性を十分理解した上で、リスクの状況を適切に把握し、必要な対応を行っているか。</p> <p>IV-5-2 業務の適切性</p> <p><u>国際的に活動する金融商品取引業者グループの業務の適切性</u>については、以下の点にも留意するものとする。</p>	<p>IV-5-1 経営管理</p> <p><u>指定親会社グループの経営管理</u>については、以下の点にも留意するものとする。</p> <p>① <u>指定親会社</u>の取締役は、海外拠点を含むグループ各社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるか。</p> <p>② <u>指定親会社</u>は、グループが目指すべき全体像等に基づいた経営方針・経営計画を明確に定め、海外拠点を含むグループ全体に周知しているか。また、海外拠点を含めて計画の達成度合いを定期的に検証し、必要に応じ、その設置の意義やグループ内での位置づけを含め、見直しを行っているか。</p> <p>③ <u>指定親会社</u>は、<u>指定親会社グループ</u>を形成することに伴う組織の複雑性の増大や、それに伴う経営管理の困難化について十分理解し、適切な経営管理態勢を整備しているか。特に、海外拠点の適切な運営を確保するための態勢として、経営管理会社による直接的な管理と海外拠点の経営陣への必要な権限の付与とを適切に組み合わせるとともに、かつ、責任分掌の明確化を図っているか。</p> <p>④ <u>指定親会社</u>は、海外拠点の業務内容やリスク特性等を勘案の上で、グループ全体または海外拠点の内部監査部門において適切に内部監査を実施する態勢を整備しているか。また、内部監査の結果等を踏まえて適切な措置を講じているか。</p> <p>⑤ <u>指定親会社</u>は、海外拠点の位置づけやその業務戦略・業務計画を踏まえ、実際の業務内容やリスク特性等も勘案して、海外拠点における十分な内部管理態勢の整備を図っているか。</p> <p>⑥ <u>指定親会社</u>は、海外拠点を含むグループ全体の業務・財務内容を把握し、各拠点の抱えるリスクの特性を十分理解した上で、リスクの状況を適切に把握し、必要な対応を行っているか。</p> <p>IV-5-2 業務の適切性</p> <p><u>指定親会社グループの業務の適切性</u>については、以下の点にも留意するものとする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>① グループ全体として各国の関連法令諸規則の遵守を徹底するため、海外拠点の規模や業務の特性にも応じて、たとえば必要な人的構成の確保（現地の関連法令諸規則に精通した役職員の配置等）や規程類の整備など、適切な法令等遵守態勢を確立しているか。<u>経営管理会社</u>は、継続的に、海外拠点等において十分な態勢が確保されているかを検証しているか。</p> <p>② <u>経営管理会社</u>は、海外拠点等の役職員による現地の関係法令諸規則の精通度合いを継続的に確認し、必要に応じて研修・教育を適切に実施するための態勢が確保されているかを検証しているか。</p> <p>③ 法令違反その他の不適切な業務運営を未然に防止する観点から、<u>経営管理会社</u>と海外拠点等の役割分担も明確にしつつ、営業部門等への牽制機能や監視機能を適切に発揮できる態勢となっているか。</p> <p>④ 海外拠点における問題を把握した場合には、<u>経営管理会社</u>と海外拠点との間の情報共有及び必要な対応を迅速に行うとともに、我が国及び関連する監督当局にも速やかに報告を行う態勢を整備しているか。</p> <p>IV-5-3 自己資本の<u>適切性・十分性</u> (新設)</p> <p>(1) <u>国際的に活動する金融商品取引業者グループの自己資本の適切性(質)・十分性(量)</u>については、以下の点にも留意するものとする。</p>	<p>① グループ全体として各国の関連法令諸規則の遵守を徹底するため、海外拠点の規模や業務の特性にも応じて、たとえば必要な人的構成の確保（現地の関連法令諸規則に精通した役職員の配置等）や規程類の整備など、適切な法令等遵守態勢を確立しているか。<u>指定親会社</u>は、継続的に、海外拠点等において十分な態勢が確保されているかを検証しているか。</p> <p>② <u>指定親会社</u>は、海外拠点等の役職員による現地の関係法令諸規則の精通度合いを継続的に確認し、必要に応じて研修・教育を適切に実施するための態勢が確保されているかを検証しているか。</p> <p>③ 法令違反その他の不適切な業務運営を未然に防止する観点から、<u>指定親会社</u>と海外拠点等の役割分担も明確にしつつ、営業部門等への牽制機能や監視機能を適切に発揮できる態勢となっているか。</p> <p>④ 海外拠点における問題を把握した場合には、<u>指定親会社</u>と海外拠点との間の情報共有及び必要な対応を迅速に行うとともに、我が国及び関連する監督当局にも速やかに報告を行う態勢を整備しているか。</p> <p>IV-5-3 自己資本の<u>充実</u> <u>指定親会社グループの自己資本の充実</u>に関しては、以下の点にも留意するものとする。 <u>(注) 指定親会社グループに該当しないグループのうち、海外進出先の監督当局からグループとしての(連結ベース等での)財務の健全性についてのモニタリングを我が国で受けていることが求められているものが、金融コングロマリット監督指針Ⅱ-2-1(2)②に基づいて合算自己資本及び所要自己資本を計算する場合において、グループ内の金融商品取引業者が自己資本規制告示第12条の規定に基づき内部管理モデル方式の承認を得ているときは、同方式を用いてグループとしての所要自己資本の額のうち市場リスク相当額を算出できるものとする。</u></p> <p>(削除)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>① <u>経営管理会社は、海外拠点の財務状況を適切に把握し、自己資本の適切性・十分性を確保するために必要な態勢を整備しているか。</u></p> <p>② <u>グループベースで自己資本の適切性・十分性に関するストレステストを行う際には、海外拠点のリスク特性や海外市場の状況についても適切に反映することとしているか。</u></p> <p>(2) <u>金融コングロマリット監督指針Ⅱ－２－１（２）②に基づいて合算自己資本及び所要自己資本（以下「合算自己資本等」という。）を計算する場合において、グループ内の金融商品取引業者が自己資本規制告示第12条の規定に基づき内部管理モデル方式の承認を得ているときは、同方式を用いてグループとしての所要自己資本の額のうち市場リスク相当額を算出できるものとする。</u></p> <p>(3) <u>合算自己資本等の計算については、当該計算の方法を継続して用いることを条件として、金融コングロマリット監督指針Ⅱ－２－１（２）②（算定方法）の規定を適用することに代えて、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「銀行持株会社告示」という。）の規定を準用することができるものとする。</u></p> <p><u>銀行持株会社告示を準用して合算自己資本等を計算する場合は、以下に掲げるところによることとする。</u></p> <p>① <u>銀行持株会社告示第2条に規定する第一基準（海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社及びその子会社の連結自己資本比率基準）を適用すること。</u></p> <p>② <u>銀行持株会社告示第4条に規定する「規則第13条の6の3第2項に規定する特定取引その他これに類似する取引」は、「トレーディング業務に係る取引」と読み替えること。</u></p> <p>③ <u>銀行持株会社告示第6条、第8条及び第20条の「他の金融機関」には、金融商品取引業者を含めること。</u></p> <p>④ <u>銀行持株会社告示第10条第3項に規定する「清算機関等」には、証券金融会社並びに商品取引所及び商品取引清算機関を含むこと。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>⑤ <u>マーケットリスク相当額は、自己資本規制告示第3章の規定に基づき計算した市場リスク相当額とすることができる。この場合において、同告示に基づき内部管理モデル方式の承認を得ている場合は、同方式を用いて市場リスク相当額を算出できるものとする。</u></p> <p>⑥ <u>銀行持株会社告示第73条の自行推計ボラティリティ調整率、第83条のエクスポージャー変動額推計モデル、第118条の内部格付手法、第217条の株式等エクスポージャーに対する内部モデル手法、第275条のシナリオ法、第283条の粗利益配分手法及び第289条の先進的手法を用いる場合には、同告示における承認審査に代えて、同等の基準に基づく審査を受け、同基準を満たしたものと認められていること。</u></p> <p><u>(4) 銀行持株会社告示を準用して合算自己資本等を計算する金融商品取引業者グループに対しては、「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」第7条から第9条までに規定する事項を参考に、必要な事項を適切に公表しているかについて、確認することとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>IV-5-3-1 最終指定親会社における自己資本の適切性（質）</u> <u>最終指定親会社が、市場等の信認を確保するため、自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することは極めて重要である。このため、最終指定親会社は、リスク特性に照らした全体的な自己資本の充実の程度を評価するプロセスを有し、十分な自己資本を維持するための適切な方策を講じる必要がある。</u></p> <p><u>IV-5-3-1-1 取締役及び取締役会</u></p> <p><u>(1) 取締役は、最終指定親会社が取っているリスクの性質及び水準並びにリスクと適切な自己資本の水準との関係について理解しているか。</u></p> <p><u>(2) 取締役及び取締役会は、戦略目標を達成するためには、それに見合う資本計画が不可欠な要素であることを理解し、戦略目標に照らして</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p>	<p><u>適切な資本計画を策定しているか。</u></p> <p><u>(3) 取締役会は、経営計画の策定に当たって、現在及び将来において必要となる自己資本の額を戦略目標と関連付けて分析し、同計画において、戦略目標に照らして望ましい自己資本の水準、必要となる資本調達額及び適切な資本調達方法等についての概要を示しているか。</u></p> <p><u>(4) 取締役は、リスク特性に照らした全体的な自己資本の充実の程度を評価するプロセス及び質・量ともに十分な自己資本を維持するための適切な方策を講じることに十分に参与しているか。</u></p> <p><u>(注) 委員会設置会社である最終指定親会社については、取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととする。</u></p> <p><u>IV-5-3-1-2 自己資本の充実度の評価</u></p> <p><u>(1) 最終指定親会社がリスク特性に照らした全体的な自己資本の充実の程度を評価する態勢は、以下の内容を含む適切なものとなっているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>— あらゆるリスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための方針と手続き</u> <u>— 上記①において認識し、評価・計測したリスクとの対比において自己資本の充実の程度を評価するプロセス</u> <u>— 戦略目標及び経営計画を考慮した上で、リスクとの対比での自己資本の目標を設定するためのプロセス</u> <u>— 最終指定親会社のリスク管理プロセス全体が適切なものであることを確保するための内部監査部門による検証を含む内部統制のプロセス</u>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
	<p>(2) 最終指定親会社は、自己資本の充実度を評価するに当たっては、自己資本の量のみならず、自己資本の質について分析を行っているか。 <u>特に、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」(以下「最終指定親会社告示」という。)第3条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社においては、少なくとも以下の点を含む自己資本の質について分析を行っているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>自己資本の中で基本的項目(Tier I)が中心の資本構成となっているか。</u> — <u>基本的項目(Tier I)の中でも通常の株主資本が中心の資本構成となっているか。例えば、資本金、資本剰余金及び利益剰余金(資本金及び資本剰余金のうち普通株式(普通株式転換権付優先株式を含む。)以外の株式に相当する金額を除く。)が基本的項目(Tier I)の主要な部分を占めているか。</u> — <u>連結自己資本規制比率において算入上限の対象となる資本(海外特別目的会社の発行する優先出資証券、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等、補完的項目、準補完的項目)に過度に依存することにより連結自己資本規制比率が低下するリスクが大きくなっていないか。</u> — <u>資本調達を行った最終指定親会社が、劣後特約付借入金等の貸し手等に対して迂回融資等により、その原資となる貸出を行っていないか。</u> <p>(3) 繰延税金資産</p> <p><u>自己資本の質と関連する事項として、繰延税金資産の自己資本に対する割合が大きいことは最終指定親会社の健全性の観点から問題となり得ることから、以下の点にも留意するものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>繰延税金資産について、その資産性が将来の課税所得に依存していること等の脆弱性にかんがみ、税効果会計に関する会計基準等の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。</u> ② <u>繰延税金資産の算入根拠と計算手続きに関して、繰延税金資産の</u>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p>	<p>計上額に対する信頼性を高めるために、決算短信（中間決算を含む。）の公表時に、グループ内の会社等であって、連結ベースの繰延税金資産の算出上重要なものについて、下記イ. ～へ. の項目について開示するとともに、開示する計数等を基に計算手続き等に即した分かりやすい説明を行っているか。</p> <p>イ. 繰延税金資産の算入根拠（過去の業績等の状況を主たる判断基準とした場合には実務指針（注）の例示区分（4号但書の場合には非経常的な特別な原因を含む。））及び将来の課税所得の見積り期間（X年間）。</p> <p>ロ. 過去5年間の課税所得（繰越欠損金使用前の各年度の実績値）。</p> <p>ハ. 見積りの前提とした実質業務純益の見込み額（X年間の合計値）。</p> <p>ニ. 見積りの前提とした税引前当期純利益の見込み額（X年間の合計値）。</p> <p>ホ. 調整前課税所得の見積り額（X年間の合計値）。</p> <p>ヘ. 繰延税金資産・負債の主な発生原因について、共通に開示すべき項目。</p> <p> a. 繰延税金資産：貸倒引当金、有価証券有税償却、その他有価証券評価差額金、退職給付引当金、繰越欠損金、その他。</p> <p> b. 繰延税金負債：退職給付信託設定益、その他有価証券評価差額金、リース取引に係る未実現利益、その他。</p> <p>（注）「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」 （平成11年11月9日、日本公認会計士協会）</p> <p>IV-5-3-1-3 資本調達手段の自己資本規制比率上の自己資本としての適格性の確認</p> <p>自己資本の充実度の評価に関連して、最終指定親会社告示第3条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社について、海外特別目的会社が発行する優先出資証券、劣後特約付借入金及び劣後特約付社債といった資本調達手段に係る発行等の届出があった場合等において、これらが連結自己資本規制比率規制上の自己資本として適格であるかについては、最終指定親会社告示並びにバーゼル合意及び</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p>	<p><u>「自己資本の基本的項目（Tier I）としての発行が適格な資本調達手段」（平成10年バーゼル銀行監督委員会）の趣旨を十分に踏まえて確認するものとし、その際の着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－２－１－１－３を参照するものとする。</u></p> <p><u>また、最終指定親会社告示第４条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社の劣後特約付借入金及び劣後特約付社債の適格性の確認については、必要に応じ、Ⅳ－２－１（１）を参照するものとする。</u></p> <p><u>Ⅳ－５－３－１－４ 連結自己資本規制比率の正確性（意図的保有・比例連結）</u></p> <p><u>（１）金融システム内での資本調達（いわゆるダブル・ギアリング）は、「ある金融機関における問題が他の金融機関に迅速に伝播することから金融システムを脆弱なものにする」というバーゼル合意における指摘を踏まえ、我が国においては、最終指定親会社告示第８条において、最終指定親会社告示第３条に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社の自己資本から「控除項目」として控除しなければならない場合として、他の金融機関等の自己資本の向上のため、意図的に当該他の金融機関等の株式その他の資本調達手段を保有している場合（以下「意図的な保有」という。）を規定している。</u></p> <p><u>この「意図的な保有」の判断における着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－２－１－２－２を参照するものとする。</u></p> <p><u>（２）連結自己資本規制比率を算出する際に金融業務を営む関連会社等について比例連結の方法の使用の届出があった場合においては、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－２－１－２－２（４）を参照するものとする。</u></p> <p><u>Ⅳ－５－３－２ 最終指定親会社における自己資本の十分性（量）</u> <u>連結自己資本規制比率のリスクアセットの計算については、特に以下</u></p>
<p>(新設)</p>	

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p>	<p><u>の点に留意してチェックするものとする。</u></p> <p><u>IV-5-3-2-1 リスクアセットの計算方法</u></p> <p><u>(1) 資産の流動化が行われた場合には、法形式上の譲渡に該当する場合であっても、リスクの移転が譲受者に完全に行われている等、実質的な譲渡が行われているか。</u></p> <p><u>(2) 買戻し権利付債権譲渡については、原則としてリスクアセットの削減効果を認める。</u> <u>ただし、決算期を跨いで買戻し権利付債権譲渡を行った場合、当該決算期以降1年以内に当該権利を行使して買戻しを行うインセンティブを与えるような契約を結んでいるものについては、リスクアセットの削減効果を認めない。</u> <u>なお、一時的な連結自己資本規制比率の引上げを行う意図をもって買戻し権利付債権譲渡を行っている場合には、上記にかかわらずリスクアセットの削減効果を認めない。</u></p> <p><u>(3) 決算期を跨いで又は決算期日に保有債権に銀行保証等を付している場合には、原則、当該債権の残存期間と保証等の期間が等しい場合にのみリスクアセットの削減効果を認める。</u> <u>ただし、保証等の残存期間が債権の残存期間を下回っている場合であっても、当該保証等につき正当な理由があり、かつ、継続して信用リスクの削減が期待できる場合（注）にはリスクアセットの削減効果を認める。</u> <u>なお、一時的な連結自己資本規制比率の引上げを行う意図をもって保証契約等を結んでいる場合は、上記にかかわらずリスクアセットの削減効果を認めない。</u> <u>（注）当面、保証等の残存期間が1年以上の場合を目途とする（ただし、保証等の残存期間が1年以上のものでも、実質的に1年以内に保証契約等を解除するインセンティブを与えるような契約を結んでいるものについては、リスクアセットの削減効果を認めない。）。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
(新設)	<p>(4) <u>最終指定親会社告示第3条に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社のマーケット・リスク相当額算出時における外国為替リスクの算出対象ポジションのうち、財務諸表上、取得価額で表示されている外貨建ての長期にわたる出資等に係るポジションについては、当面、外国為替リスクの対象から除外することを認める。</u></p> <p><u>IV-5-3-2-2 トレーディング業務にかかる資産及び取引に関する内部管理等</u> <u>最終指定親会社告示第3条に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社においては、マーケット・リスク規制の適用対象取引は最終指定親会社告示第11条に規定するトレーディング業務に係る資産及び負債がその主たる内容となるが、最終指定親会社はマーケット・リスク規制の適用対象取引を明確化し、不適當な取引（注）を排除するとともに、適用対象取引が適切に管理される必要がある。こうした観点から、以下の点について確認するものとする。</u></p> <p><u>(1) マーケット・リスク規制の適用対象取引及びその管理方法（想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性などを踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法を含む。）を文書により明確化しているか。</u></p> <p><u>(2) 当該文書により適切に運用していることが定期的な内部監査（価格評価の方法及びその運用の適切性については、内部監査及び会計監査）により確認されているか。</u></p> <p><u>(注) 「トレーディング業務に対するバーゼルⅡの適用およびダブル・デフォルト効果の取扱い」（平成17年バーゼル銀行監督委員会）では、ヘッジされていないヘッジファンド持分や私募株式等が不適當なものとして例示されている（パラグラフ271）。</u></p>
(新設)	<p><u>IV-5-3-3 自己資本の充実の状況等の開示</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p>	<p>(1) <u>バーゼルⅡ第3の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱（最低所要自己資本比率）及び第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としている。したがって、最終指定親会社告示第3条に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社が、「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」（以下、「開示告示」という。）に基づき開示を行う場合には、市場による外部評価の規律づけという開示告示の趣旨に従って、経営実態やリスク特性等に照らし重要な事項が適切に実施される必要がある。</u></p> <p>(2) <u>一方で、最終指定親会社の経営実態やリスク特性等に照らして必ずしも重要ではない事項については、これらの情報の詳細な開示が行われることで市場による外部評価の規律づけという開示告示の趣旨が却って妨げられる可能性も否定できない。このため、経営実態やリスク特性等に照らして重要ではない項目がある場合には、開示を行わなかった項目及び重要ではないと判断をした理由等を開示することで差し支えないものとする。</u></p> <p>(3) <u>財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで最終指定親会社の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、開示を行わなかった項目及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</u></p> <p>(4) <u>開示の状況の確認に際しては、開示告示に定められた項目の網羅性に着目すべきではなく、最終指定親会社の経営実態やリスク特性等に照らして重要な事項が適切に開示され、市場による外部評価の規律づけに有用な内容となっているかを確認する必要がある。</u></p> <p>IV-5-3-4 早期是正措置</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
(新設)	<p><u>IV-5-3-4-1 意義</u> <u>財務の健全性を確保するためには、最終指定親会社が主体的に自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することが極めて重要であるが、当局としても、最終指定親会社の取組みを補完する役割として、連結自己資本規制比率という客観的な基準を用い、必要な正措置命令を迅速かつ適切に発動し、最終指定親会社の経営の早期是正を促していく必要がある。</u></p>
(新設)	<p><u>IV-5-3-4-2 監督手法・対応</u> <u>「最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件」(以下、「区分告示」という。)において具体的な措置内容等を規定する早期是正措置について、下記のとおり運用することとする。</u></p> <p>(1) 命令発動の前提となる連結自己資本規制比率 <u>区分告示第1条及び第3条の表の区分に係る連結自己資本規制比率は、次の連結自己資本規制比率によるものとする。</u> <u>法第57条の17第2項の規定に基づき経営の健全性の状況を記載した書面の届出が行われた後は、これにより報告された連結自己資本規制比率</u> <u>上記①が報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた最終指定親会社と監査法人等との協議の後、当該最終指定親会社から報告された連結自己資本規制比率</u></p> <p>(2) 区分告示第1条の表の区分に基づく命令 <u>第1区分の命令、第2区分の命令及び第3区分の命令の相違</u> <u>第1区分の「経営の健全性を確保するために合理的と認められる計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準として連結自己資本規制比率8%以上の水準の達成を着実に図るためのものである。したがって、計画全体として経営の健</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
	<p><u>全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に最終指定親会社の自主性を尊重することとする。</u></p> <p><u>第2区分の「次の各号に掲げる最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実に資する措置に係る命令」は、連結自己資本規制比率が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである。したがって、個々の措置は、当該最終指定親会社の経営実態を踏まえたものにする必要があることから当該最終指定親会社の意見は踏まえるものの、当局の判断によって措置内容を定めることとする。なお、最終指定親会社が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置毎に命令を達成する必要がある。</u></p> <p><u>第3区分の「最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実、合併又は三月以内の期間を定めて対象特別金融商品取引業者の親会社（法第五十七条の二第八項に規定する親会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）でなくなるための措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施することの命令」は、自己資本の充実の状況が特に著しい過小資本の状況にある最終指定親会社に対し、これを速やかに改善するか、最終指定親会社としての業務継続を断念するかを迫るものである。</u></p> <p><u>改善までの期間</u></p> <p><u>連結自己資本規制比率を改善するための所要期間については、最終指定親会社が策定する経営改善のための計画等が、当該最終指定親会社に対する市場等の信認を早急に維持・回復するために十分なものでなければならない。したがって、少なくとも1年以内（原則として翌決算期まで）に連結自己資本規制比率が8%以上の水準を回復するための計画等であることが必要である。</u></p> <p><u>なお、最終指定親会社が、区分告示第2条第1項の規定により、その連結自己資本規制比率を当該最終指定親会社が該当する区分等を定める命令第1条の表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該最終指定親会社に対し、当該最終指定親会社が該当する同表の区分に係る連結自己資本規制比</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
	<p><u>率の範囲を超える連結自己資本規制比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記の連結自己資本規制比率を改善するための所要期間には、下記（３）の連結自己資本規制比率を当該最終指定親会社が該当する同表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。</u></p> <p><u>（３）区分告示第２条第１項に規定する合理性の判断基準</u> <u>区分告示第２条第１項の「その区分の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>最終指定親会社の業務の健全かつ適切な運営を図り当該最終指定親会社に対する市場等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、連結自己資本規制比率が、原則として３か月以内に当該最終指定親会社が該当する区分告示第１条の表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。</u> <u>（注）増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。</u> <p><u>（４）命令区分の根拠となる連結自己資本規制比率</u> <u>区分告示第２条第１項の適用に当たり「実施後に見込まれる連結自己資本規制比率以下の同表の区分（非対象区分を除く。）に定める命令」は、原則として３か月後に確実に見込まれる連結自己資本規制比率の水準に係る区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。</u></p> <p><u>（５）計画の進捗状況の報告等</u> <u>計画の進捗状況は、その実施完了までの間、每期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第３区分の命令を行った最終指定親会社にあつては、</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
	<p><u>その後連結自己資本規制比率が2%以上8%未満の範囲に達したときは、当該時点における連結自己資本規制比率に係る区分に掲げる命令を行うことができるものとし、第2区分の命令を行った最終指定親会社にあつては、その後連結自己資本規制比率が4%以上8%未満の範囲に達したときは、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。</u></p> <p><u>また、最終指定親会社が、区分告示第2条第1項の規定により、その連結自己資本規制比率を当該最終指定親会社が該当する区分告示第1条の表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該最終指定親会社に対し、当該最終指定親会社が該当する同表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超える連結自己資本規制比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続きに要する期間の経過後直ちに、当該最終指定親会社の連結自己資本規制比率が、当該最終指定親会社が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る連結自己資本規制比率以上の水準を達成していないときは、当該時点における連結自己資本規制比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとする。</u></p> <p><u>(6) 区分告示第2条第2項に掲げる資産の評価基準</u></p> <p><u>第1号「有価証券」</u></p> <p><u>区分告示第2条第2項第1号の「公表されている最終価格」とは、取引所取引価格、基準気配値、基準価格等とする。また、「これに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額」とは、金融商品取引業者等から算出日の時価情報として入手した評価額又は最終指定親会社の独自の評価方法によるもので合理的と認められるものとする。</u></p> <p><u>なお、算出に当たっては、以下の点に留意する。</u></p> <p><u>イ. 株式又は社債で発行会社が大幅な債務超過に陥っていること等により、償還等に重大な懸念があるものについては、実態に即して評価し算出する。</u></p> <p><u>ロ. 外貨建有価証券は、円貨に換算することとし、算出日のTT</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
	<p><u>仲値により算出する。</u></p> <p><u>第2号「動産不動産」</u></p> <p><u>イ. 土地</u></p> <p><u>鑑定評価額（1年以内に鑑定したもの。）又は直近の路線価、公示価格、基準地価格及び客観的な売買実例等を参考として算出した妥当と認められる評価額とする。</u></p> <p><u>ロ. 建物及び動産</u></p> <p><u>原則、帳簿価格とする。</u></p> <p><u>第3号「前二号に掲げる資産以外の資産」</u></p> <p><u>金銭の信託（有価証券運用を主目的とする単独運用のものに限る。）において信託財産として運用されている有価証券（外国有価証券を含む。）の評価は、区分告示第2条第2項第1号及び上記①に準ずるものとする。なお、デリバティブ取引を組み入れている金銭の信託については、当該取引に係る未決済の評価損益も加え算出する。</u></p> <p><u>（7）その他</u></p> <p><u>区分告示第1条及び第2条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。</u></p> <p><u>連結自己資本規制比率が4%未満の最終指定親会社に対しては、原則として区分告示第2条第2項各号に掲げる資産について当該各号に定める方法により算出し、これにより修正した貸借対照表（様式は任意で可。）を提出させるものとする。</u></p> <p><u>早期是正措置は、連結自己資本規制比率が最終指定親会社の財務状況を適切に表していることを前提に発動されるものであることから、いやしくも早期是正措置の発動を免れるための意図的な連結自己資本規制比率の操作を行うといったことがないよう最終指定親会社に十分留意させることとする。</u></p> <p><u>（8）区分告示第3条の表の区分に基づく命令</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p>	<p><u>区分告示第3条に基づく早期是正措置の運用については、必要に応じ、IV-2-2を参照するものとする。</u></p> <p><u>IV-5-3-5 早期警戒制度</u></p> <p>(1) <u>基本的考え方</u></p> <p><u>最終指定親会社の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第57条の21第3項に基づき、連結自己資本規制比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない最終指定親会社であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。このため、当局においては、早め早めの行政上の予防的措置（早期警戒制度）を講ずることとする。</u></p> <p>(2) <u>ヒアリング</u></p> <p><u>半年毎の決算ヒアリングや総合的なヒアリング等により、収益性や収益管理態勢等の状況を常時把握し、分析等を行う。</u></p> <p><u>必要に応じ随時行うトップヒアリングにおいて、最終指定親会社の経営者に対し、収益性の改善に向けた経営戦略や業務再構築に向けた取組み方針等について確認する。</u></p> <p>③ <u>最終指定親会社の「中期経営計画」等が策定されたときは、随時のヒアリングを行い、経営戦略や業務再構築にむけた取組み内容等を検証する。</u></p> <p>(3) <u>早期警戒制度</u></p> <p><u>基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる最終指定親会社に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第57条の23に基づき報告を求めるとして、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第57条の19に基づき業務改善命令を発出するものとする。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>IV-5-4 リスク管理態勢</p> <p>国際的に活動する金融商品取引業者グループのリスク管理態勢については、グループの規模および業務の複雑性を踏まえ、第一種金融商品取引業者単体のリスク管理態勢に関する評価項目（IV-2-3からIV-2-5まで）に加えて、以下の点にも留意するものとする。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 日本拠点で約定した取引について海外拠点の勘定で管理する場合は、特に、グループ全体において、関連する海外拠点の位置づけを明確にした上で、グループベースのリスク管理の枠組みにおいて適切に管理しているか。また、<u>経営管理会社</u>と関連する海外拠点との間で、こうした取引に係る移転価格について、事前に、明確かつ合理的に設定しているか。</p> <p>⑤ 海外拠点が約定した取引について日本拠点の勘定で管理することがある場合は、上記③のほか、特に、日本拠点において当該取引の内容・リスク等を適切に把握できる態勢となっているか。</p>	<p>IV-5-4 リスク管理態勢</p> <p>指定親会社グループのリスク管理態勢については、グループの規模および業務の複雑性を踏まえ、第一種金融商品取引業者単体のリスク管理態勢に関する評価項目（IV-2-3からIV-2-5まで）に加えて、以下の点にも留意するものとする。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 日本拠点で約定した取引について海外拠点の勘定で管理する場合は、特に、グループ全体において、関連する海外拠点の位置づけを明確にした上で、グループベースのリスク管理の枠組みにおいて適切に管理しているか。また、<u>指定親会社</u>と関連する海外拠点との間で、こうした取引に係る移転価格について、事前に、明確かつ合理的に設定しているか。</p> <p>⑤ 海外拠点が約定した取引について日本拠点の勘定で管理することがある場合は、上記③のほか、特に、日本拠点において当該取引の内容・リスク等を適切に把握できる態勢となっているか。</p> <p><u>（注）着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-2-5、Ⅲ-2-3-3を参照。</u></p>
<p>IV-5-4-1 統合リスク管理態勢</p> <p><u>銀行持株会社告示</u>を準用して合算自己資本等を計算する金融商品取引業者グループに対しては、グループ内における統合的なリスク管理態勢を構築することにより、マーケットリスク相当額算定対象以外の資産及び負債に対する金利リスクや大口信用リスク等、連結自己資本比率に反映されないリスクをはじめ、各事業部門等が内包する種々のリスクを総体的・計量的に把握をしているか、また、こうして把握した総体的なリスクに照らして質・量ともに十分な自己資本の維持が図られているかについて確認することとする。</p> <p>（注）着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-1及びⅢ-2-3を参照。</p>	<p>IV-5-4-1 統合リスク管理態勢</p> <p><u>最終指定親会社告示第3条に基づき連結自己資本規制比率を算出する指定親会社グループ</u>に対しては、グループ内における統合的なリスク管理態勢を構築することにより、マーケットリスク相当額算定対象以外の資産及び負債に対する金利リスクや大口信用リスク等、連結自己資本規制比率に反映されないリスクをはじめ、各事業部門等が内包する種々のリスクを総体的・計量的に把握をしているか、また、こうして把握した総体的なリスクに照らして質・量ともに十分な自己資本の維持が図られているかについて確認することとする。</p> <p>（注）着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-1及びⅢ-2-3を参照。</p>
<p>IV-5-4-2 流動性リスク管理態勢</p> <p>国際的に活動する金融商品取引業者グループ（特に、<u>銀行持株会社告</u></p>	<p>IV-5-4-2 流動性リスク管理態勢</p> <p>指定親会社グループ（特に、<u>最終指定親会社告示第3条に基づき連結</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>示を準用して合算自己資本等を計算する金融商品取引業者グループ)の流動性管理については、以下の点にも留意するものとする。</p> <p>① 経営管理会社は、海外拠点を含むグループ全体の経営方針・経営戦略及び資金調達能力を反映して、グループとして抱えることのできる流動性リスクの程度及び流動性リスク管理の方針を明確に定めるとともに、定期的に見直しを行っているか。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 経営管理会社は、把握されたグループ全体の流動性の状況を踏まえ、各資金調達手段から調達が可能な水準について定期的に確認を行うとともに、資金調達的手段や満期の分散化を進めるなど、必要な取組みを行っているか。</p> <p>⑥ 経営管理会社は、海外拠点を含むグループ全体の流動性の状況について、定期的に、海外拠点のリスク特性や海外市場の状況についても適切に反映したストレステストを行い、潜在的なリスクを特定しているか。</p> <p>⑦ 経営管理会社は、ストレステストの結果も踏まえ、ストレス時においても流動性を維持するための多様・緊急の資金調達手段等を明示し、具体的な手続等も定めたコンティンジェンシー・プランを策定しているか。また、コンティンジェンシー・プランが適切に機能することを確保するため、定期的に、その内容の確認及び必要な更新を行っているか。</p> <p>(注1) 経営管理会社は、グループとして抱えることのできる流動性リスクの程度、流動性リスク管理の方針及び流動性の状況について、国際的なベストプラクティスも踏まえつつ、積極的に、定期的な公表を行うことが望ましい。</p> <p>(注2) 着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－２－３－４及び金融検査マニュアルを参照。</p>	<p>自己資本規制比率を算出する指定親会社グループ)の流動性管理については、以下の点にも留意するものとする。</p> <p>① 指定親会社は、海外拠点を含むグループ全体の経営方針・経営戦略及び資金調達能力を反映して、グループとして抱えることのできる流動性リスクの程度及び流動性リスク管理の方針を明確に定めるとともに、定期的に見直しを行っているか。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 指定親会社は、把握されたグループ全体の流動性の状況を踏まえ、各資金調達手段から調達が可能な水準について定期的に確認を行うとともに、資金調達的手段や満期の分散化を進めるなど、必要な取組みを行っているか。</p> <p>⑥ 指定親会社は、海外拠点を含むグループ全体の流動性の状況について、定期的に、海外拠点のリスク特性や海外市場の状況についても適切に反映したストレステストを行い、潜在的なリスクを特定しているか。</p> <p>⑦ 指定親会社は、ストレステストの結果も踏まえ、ストレス時においても流動性を維持するための多様・緊急の資金調達手段等を明示し、具体的な手続等も定めたコンティンジェンシー・プランを策定しているか。また、コンティンジェンシー・プランが適切に機能することを確保するため、定期的に、その内容の確認及び必要な更新を行っているか。</p> <p>(注1) 指定親会社は、グループとして抱えることのできる流動性リスクの程度、流動性リスク管理の方針及び流動性の状況について、国際的なベストプラクティスも踏まえつつ、積極的に、定期的な公表を行うことが望ましい。</p> <p>(注2) 着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－２－３－４及び金融検査マニュアルを参照。</p>
<p>IV－５－５ 報酬体系</p> <p>国際的に活動する金融商品取引業者グループにおいては、国際的な雇用・報酬慣行も勘案して、報酬体系の設計・運用を行うことが考えられ</p>	<p>IV－５－５ 報酬体系</p> <p>指定親会社グループにおいては、国際的な雇用・報酬慣行も勘案して、報酬体系の設計・運用を行うことが考えられる。一方、その設計・運用</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>る。一方、その設計・運用次第では、役職員によるリスクテイクへのインセンティブを高めることとなり、こうした傾向が過度なものとなれば、グループ全体のリスク管理等にとって重大な問題をもたらす可能性もある。</p> <p>国際的にも、金融安定理事会（Financial Stability Board）等の場において、金融機関の報酬体系の設計・運用に関する議論が進められており、<u>国際的に活動する金融商品取引業者グループ</u>においては、こうした国際的動向も考慮しつつ、報酬体系が役職員の過度なリスクテイクを引き起こさないよう確保していくことが必要である。こうしたことから、監督当局としてもこれらグループの報酬体系について、金融安定理事会における国際的な指針（注）等も踏まえつつ、特に以下の点に留意して監督することとする。実際の監督に当たっては、グループの規模、業務の複雑性及び海外拠点の設置状況等も踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないように留意することとする。</p> <p>なお、報酬体系に関して役職員による過度なリスクテイクが誘発されるおそれのほか、雇用慣行や人事評価制度等に関連して同様のおそれが見られないか等についても、配意するものとする。また、経営者は経営管理を始めとして重要な職務を担っており、そのための報酬を受けていることを踏まえ、適切な経営を行うことを当然に求められていることに留意するものとする。</p> <p>（注）・金融安定化フォーラム「健全な報酬慣行に関する原則」（2009年4月） ・金融安定理事会「健全な報酬慣行に関する原則」実施基準」（2009年9月）</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>IV－5－6 監督手法・対応</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>経営管理会社又はグループ内の金融商品取引業者</u>に対し、金商法第</p>	<p>次第では、役職員によるリスクテイクへのインセンティブを高めることとなり、こうした傾向が過度なものとなれば、グループ全体のリスク管理等にとって重大な問題をもたらす可能性もある。</p> <p>国際的にも、金融安定理事会（Financial Stability Board）等の場において、金融機関の報酬体系の設計・運用に関する議論が進められており、<u>指定親会社グループ</u>においては、こうした国際的動向も考慮しつつ、報酬体系が役職員の過度なリスクテイクを引き起こさないよう確保していくことが必要である。こうしたことから、監督当局としてもこれらグループの報酬体系について、金融安定理事会における国際的な指針（注）等も踏まえつつ、特に以下の点に留意して監督することとする。実際の監督に当たっては、グループの規模、業務の複雑性及び海外拠点の設置状況等も踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないように留意することとする。</p> <p>なお、報酬体系に関して役職員による過度なリスクテイクが誘発されるおそれのほか、雇用慣行や人事評価制度等に関連して同様のおそれが見られないか等についても、配意するものとする。また、経営者は経営管理を始めとして重要な職務を担っており、そのための報酬を受けていることを踏まえ、適切な経営を行うことを当然に求められていることに留意するものとする。</p> <p>（注）・金融安定化フォーラム「健全な報酬慣行に関する原則」（2009年4月） ・金融安定理事会「健全な報酬慣行に関する原則」実施基準」（2009年9月）</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>IV－5－6 監督手法・対応</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>指定親会社</u>に対し、金商法第57条の23の規定に基づき以下の項目な</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>56条の2第1項又は第2項の規定に基づき以下の項目などについて報告を求めるとし、グループの財務の健全性等の把握に努めることとする。</p> <p>なお、グループの財務の健全性等について、改善が必要と認められる場合には、報告に基づく深度あるヒアリング等を通じて状況の把握に努めるとともに、自主的な改善を促すこととする。</p> <p><u>金融商品取引業者グループの構成企業（同企業が金融機関である場合はその監督官庁名を併記。変更があった場合も遅滞なく報告。）</u></p> <p><u>金融商品取引業者グループのリスク管理方針（変更があった場合も遅滞なく報告。）</u></p> <p><u>金融商品取引業者グループの予算配分・資金調達方針（年度ごとに報告。）</u></p> <p><u>金融商品取引業者グループの自己資本、所要自己資本、自己資本規制比率（半期ごとに報告。）</u></p> <p><u>金融商品取引業者グループの連結財務諸表（四半期ごとに報告。）</u></p> <p><u>金融商品取引業者グループの主要なグループ内取引の状況（毎月報告。）</u></p> <p><u>金融商品取引業者グループの自己資本規制比率（注）が120%を下回った旨の報告（120%を下回った場合、直ちに報告。）</u></p> <p><u>（注）銀行持株会社告示を準用して金融商品取引業者グループの連結自己資本比率を算出する場合には、同比率が8%を下回った旨の報告（8%を下回った場合、直ちに報告。）</u></p> <p>（3）上記（1）のオフサイト・モニタリング、検査結果及び事故届出等により、経営管理会社又は金融商品取引業者の業務運営や内部管理態勢等に問題があると認められる場合には、必要に応じ、金商法第56条の2第1項又は第2項の規定に基づき報告を求める（（2）に掲げる項目を除く。）。</p> <p>（4）上記（2）、（3）の報告を踏まえ、更に、その改善のために必要と認められる場合には、金商法第51条等の規定に基づく業務改善命令等を発出する等の対応を行うものとする。</p>	<p>どについて報告を求めるとし、グループの財務の健全性等の把握に努めることとする。</p> <p>なお、グループの財務の健全性等について、改善が必要と認められる場合には、報告に基づく深度あるヒアリング等を通じて状況の把握に努めるとともに、自主的な改善を促すこととする。</p> <p><u>指定親会社グループのリスク管理方針（変更があった場合も遅滞なく報告。）</u></p> <p><u>指定親会社グループの予算配分・資金調達方針（年度ごとに報告。）</u></p> <p><u>最終指定親会社告示第3条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社にあつては、指定親会社グループの連結自己資本規制比率が8%を下回った旨の報告（8%を下回った場合、直ちに報告。）</u></p> <p><u>最終指定親会社告示第4条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社にあつては、指定親会社グループの連結自己資本規制比率が140%を下回った旨の報告（140%を下回った場合、直ちに報告。）</u></p> <p>（3）上記（1）のオフサイト・モニタリング、検査結果及び事故届出等により、<u>指定親会社グループ</u>の業務運営や内部管理態勢等に問題があると認められる場合には、必要に応じ、<u>金商法第57条の23</u>の規定に基づき報告を求めるとし、（2）に掲げる項目を除く。）。</p> <p>（4）上記（2）、（3）の報告を踏まえ、更に、その改善のために必要と認められる場合には、<u>金商法第57条の19</u>の規定に基づく業務改善命令等を発出する等の対応を行うものとする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>IV-6 特別金融商品取引業者グループについて</u></p> <p><u>IV-6-1 基本的考え方</u></p> <p><u>大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う金融商品取引業者グループについて、連結ベースの規制・監督の対象とする観点から、大規模な金融商品取引業者については、当該金融商品取引業者とその子法人等に係る連結規制・監督（いわゆる「川下連結」）の対象とすることとされたところである。</u></p> <p><u>この川下連結の対象となる特別金融商品取引業者グループの財務の健全性等については、IV-2に準ずるものとする。</u></p> <p><u>なお、「特別金融商品取引業者グループ」とは、特別金融商品取引業者及びその子法人等で構成されるグループをいう。</u></p> <p><u>（注）特別金融商品取引業者グループに対して、「特別金融商品取引業者及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件」において具体的な措置内容等を規定する早期是正措置を発動する場合に前提となる連結自己資本規制比率については、必要に応じ、IV-5-3-4-2（1）を参照。</u></p> <p><u>IV-6-2 監督手法・対応</u></p> <p><u>（1）グループベースの財務の健全性等について、必要に応じ、定期かつ継続的にヒアリングを行うこととする。</u></p> <p><u>（2）特別金融商品取引業者に対し、金商法第56条の2第1項の規定に基づき以下の項目などについて報告を求めるとし、グループの財務の健全性等の把握に努めることとする。</u></p> <p><u>なお、グループの財務の健全性等について、改善が必要と認められる場合には、報告に基づく深度あるヒアリング等を通じて状況の把握に努めるとともに、自主的な改善を促すこととする。</u></p> <p><u>・ 特別金融商品取引業者グループの連結自己資本規制比率が140%を下回った旨の報告（140%を下回った場合、直ちに報告。）</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>IV-6 外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者について</p> <p>外国持株会社等グループ（金融コングロマリット監督指針Ⅰ-1（4）に記載する「外国持株会社等グループ」をいう。以下IV-6において同じ。）においては、グループ本部等（グループ全体または日本拠点を含むグループ各社を管理・統括する立場にある社をいう。以下IV-6において同じ。）が行う経営管理やリスク管理に関する問題が顕在化することとなれば、当該グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者にも、直接の影響が及ぶおそれがある。過去には、資金調達の相当部分を市場に依存しつつ、過度なレバレッジにより業務を拡大していた金融機関グループにおいて、不十分なリスク管理の下で過大な短期利益の追求が行われたこと等を背景として、財務の健全性や流動性に問題を抱えることとなったものも見られ、その日本拠点である第一種金融商品取引業者の業務の継続性に深刻な影響が及んだ例もある。</p> <p>したがって、外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者について、IV-1からIV-4までの項目に沿って監督を行う際には、金融コングロマリット監督指針に記載された視点を踏まえるとともに、特に以下の点にも留意することとする。</p> <p>なお、外国持株会社等グループの態様は様々であり、リスクの特性や波及過程の多様性を反映して、グループ全体の管理態勢も異なる特色を有している。日本拠点が担う役割等についても、相応の人員・資産規模を有しているものやリスクの大きいビジネスモデルを展開しているもの</p>	<p>(3) <u>上記（1）のオフサイト・モニタリング、検査結果及び事故届出等により、特別金融商品取引業者グループの業務運営や内部管理態勢等に問題があると認められる場合には、必要に応じ、金商法第57条の10の規定に基づき報告を求める（（2）に掲げる項目を除く。）。</u></p> <p>(4) <u>上記（2）、（3）の報告を踏まえ、更に、その改善のために必要と認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令等を発出する等の対応を行うものとする。</u></p> <p>IV-7 外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者について</p> <p>外国持株会社等グループ（金融コングロマリット監督指針Ⅰ-1（4）に記載する「外国持株会社等グループ」をいう。以下IV-7において同じ。）においては、グループ本部等（グループ全体または日本拠点を含むグループ各社を管理・統括する立場にある社をいう。以下IV-7において同じ。）が行う経営管理やリスク管理に関する問題が顕在化することとなれば、当該グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者にも、直接の影響が及ぶおそれがある。過去には、資金調達を市場に依存しつつ、過度なレバレッジにより業務を拡大していた金融機関グループにおいて、不十分なリスク管理の下で過大な短期利益の追求が行われたこと等を背景として、財務の健全性や流動性に問題を抱えることとなったものも見られ、その日本拠点である第一種金融商品取引業者の業務の継続性に深刻な影響が及んだ例もある。</p> <p>したがって、外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者について、IV-1からIV-4までの項目に沿って監督を行う際には、金融コングロマリット監督指針に記載された視点を踏まえるとともに、特に以下の点にも留意することとする。</p> <p>なお、外国持株会社等グループの態様は様々であり、リスクの特性や波及過程の多様性を反映して、グループ全体の管理態勢も異なる特色を有している。日本拠点が担う役割等についても、相応の人員・資産規模を有しているものやリスクの大きいビジネスモデルを展開しているもの</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>のもあれば、人員・資産ともに小規模であって主に母国向けのサービスに特化しているものもある。また、国内拠点である第一種金融商品取引業者が外国法人の支店等の形態をとる場合は、我が国の金融商品取引法その他の関連法令諸規則が直接的に適用されない場合がある外国法人に直接従属するといった特性にも、注意が必要である。こうしたことから、実際の監督に当たっては、各グループの経営上の特色や日本拠点の業務等の特性を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないように留意することとする。</p> <p><u>IV-6-1</u> ～ <u>IV-6-3</u> （略）</p> <p><u>IV-6-4</u> リスク管理態勢</p> <p><u>IV-6-4-1</u> 流動性リスク管理態勢</p> <p>外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者の流動性リスク管理態勢については、以下の点にも留意するものとする。</p> <p>① （略） （新設）</p> <p>__～④ （略）</p> <p><u>IV-6-5</u> ～ <u>IV-6-6</u> （略）</p>	<p>のもあれば、人員・資産ともに小規模であって主に母国向けのサービスに特化しているものもある。また、国内拠点である第一種金融商品取引業者が外国法人の支店等の形態をとる場合は、我が国の金融商品取引法その他の関連法令諸規則が直接的に適用されない場合がある外国法人に直接従属するといった特性にも、注意が必要である。こうしたことから、実際の監督に当たっては、各グループの経営上の特色や日本拠点の業務等の特性を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないように留意することとする。</p> <p><u>IV-7-1</u> ～ <u>IV-7-3</u> （略）</p> <p><u>IV-7-4</u> リスク管理態勢</p> <p><u>IV-7-4-1</u> 流動性リスク管理態勢</p> <p>外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者の流動性リスク管理態勢については、以下の点にも留意するものとする。</p> <p>① （略）</p> <p>__ <u>外国グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者は、グループ各社からのグループ内の日本拠点に対する流動性の供給状況を適切に把握するとともに、日本拠点の流動性の適切性・十分性が確保されるよう、必要な取組みを行っているか。</u></p> <p>__～⑤ （略）</p> <p><u>IV-7-5</u> ～ <u>IV-7-6</u> （略）</p>
<p><u>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</u></p> <p>V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-2-2 市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p>	<p><u>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</u></p> <p>V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-2-2 市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>V-2-2-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>通貨関連市場デリバティブ取引等業者の説明責任に係る留意事項</u> 通貨関連市場デリバティブ取引等業者が、顧客から預託を受けた金銭を取引所に預託せずに管理する場合の説明事項に係る留意事項は、IV-3-3-2 (3) ⑥に準ずるものとする。また、通貨関連市場デリバティブ取引等業者が行うロスカット取引に関する説明事項に係る留意事項は、IV-3-3-2 (3) ⑦に準ずるものとする。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>V-2-2-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>市場デリバティブ取引の勧誘方法等に関する注意喚起文書の配布に係る留意事項</u> 市場デリバティブ取引業者が、市場デリバティブ取引を行うときの顧客に対する注意喚起に係る留意事項は、IV-3-3-2 (3) に準ずるものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>通貨関連市場デリバティブ取引等業者の説明責任に係る留意事項</u> 通貨関連市場デリバティブ取引等業者が、顧客から預託を受けた金銭を取引所に預託せずに管理する場合の説明事項に係る留意事項は、IV-3-3-2 (4) ⑥に準ずるものとする。また、通貨関連市場デリバティブ取引等業者が行うロスカット取引に関する説明事項に係る留意事項は、IV-3-3-2 (4) ⑦に準ずるものとする。</p> <p>(6) (略)</p>
<p><u>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</u></p> <p>VI-2 業務の適切性（投資運用業）</p> <p>VI-2-3 投資信託委託業等に係る業務の適切性 投資信託委託会社等（投資信託委託業等（金融商品取引業のうち、金商法第2条第8項第12号イに規定する契約に基づく同号に掲げる行為又は同項第14号に規定する行為を業として行うことをいう。）を行う者をいう。以下同じ。）の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して</p>	<p><u>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</u></p> <p>VI-2 業務の適切性（投資運用業）</p> <p>VI-2-3 投資信託委託業等に係る業務の適切性 投資信託委託会社等（投資信託委託業等（金融商品取引業のうち、金商法第2条第8項第12号イに規定する契約に基づく同号に掲げる行為又は同項第14号に規定する行為（<u>外国投資信託を国内から直接設定・指図する行為を除く。</u>）を業として行うことをいう。）を行う者をいう。以</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>検証することとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>VI-2-4</u> (略)</p> <p><u>VI-2-5</u> 不動産関連ファンド運用業者に関する特に留意すべき事項 不動産投資信託をはじめ、不動産関連ファンドは、個人投資家を含む幅広い投資家からの資金を、不動産（原資産を不動産とする金融商品を含む。VIにおいて同じ。）を主たる投資対象として運用する仕組みの金融商品である。これらを運用する金融商品取引業者（以下「不動産関連ファンド運用業者」という。）に係る監督は、投資者の保護と、不動産市場における適正な価格形成機能の発揮の前提となる、デュープロセスの履行、情報開示の実施、利益相反取引防止の取組み等の適切性を確保し、もって投資者に対し忠実に職務を遂行すること及び善良な管理者としての注意をもって職務を遂行することを求めるものである。 不動産関連ファンド運用業者の監督にあたっては、<u>VI-2-2</u>から<u>VI-2-4</u>までに示された監督上の着眼点及び監督手法・対応をその運用形態に応じて適用するが、追加的に以下の項目についても留意する必要がある。その際、当該業者は、不動産の他の一般の諸財と異なる特性及び投資する際にその特性により生じるリスクについて十分理解・把握した上で健全かつ適切に職務を遂行する必要があることから特に留意して検証することとする。なお、こうした監督は個別の不動産価格に影響を与えること等を企図するものではないことに留意する必要がある。</p> <p><u>VI-2-6</u> (略)</p> <p><u>VI-2-7</u> その他留意事項</p>	<p>下同じ。)の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。</p> <p><u>VI-2-4</u> 外国投資信託委託業に係る業務の適切性 <u>外国投資信託を国内から直接設定・指図する運用業に係る業務の適切性の検証は、VI-2-3 (VI-2-3-2 (2) 及び (3) 並びにVI-2-3-4を除く。)</u>に準ずるものとする。</p> <p><u>VI-2-5</u> (略)</p> <p><u>VI-2-6</u> 不動産関連ファンド運用業者に関する特に留意すべき事項 不動産投資信託をはじめ、不動産関連ファンドは、個人投資家を含む幅広い投資家からの資金を、不動産（原資産を不動産とする金融商品を含む。VIにおいて同じ。）を主たる投資対象として運用する仕組みの金融商品である。これらを運用する金融商品取引業者（以下「不動産関連ファンド運用業者」という。）に係る監督は、投資者の保護と、不動産市場における適正な価格形成機能の発揮の前提となる、デュープロセスの履行、情報開示の実施、利益相反取引防止の取組み等の適切性を確保し、もって投資者に対し忠実に職務を遂行すること及び善良な管理者としての注意をもって職務を遂行することを求めるものである。 不動産関連ファンド運用業者の監督にあたっては、<u>VI-2-2</u>から<u>VI-2-5</u>までに示された監督上の着眼点及び監督手法・対応をその運用形態に応じて適用するが、追加的に以下の項目についても留意する必要がある。その際、当該業者は、不動産の他の一般の諸財と異なる特性及び投資する際にその特性により生じるリスクについて十分理解・把握した上で健全かつ適切に職務を遂行する必要があることから特に留意して検証することとする。なお、こうした監督は個別の不動産価格に影響を与えること等を企図するものではないことに留意する必要がある。</p> <p><u>VI-2-7</u> (略)</p> <p><u>VI-2-8</u> その他留意事項</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p><u>VI-2-7-1</u> 投信法及び信託法に関する留意事項</p> <p>新信託法の施行前に信託された投資信託についての適用法令に関する留意事項は次のとおり。なお、<u>VI-2-7-1</u>における用語の定義は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「新信託法」：信託法（平成18年法律第108号） ② 「信託法整備法」：信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号） ③ 「新投信法」：改正法第5条の規定による改正後の投信法 ④ 「旧投信法」：信託法整備法第25条の規定による改正前の投信法 ⑤ 「新法信託」：新投信法及び新信託法の施行後に信託された投資信託 ⑥ 「旧法信託」：新投信法及び新信託法の施行前に信託された投資信託 <p>旧法信託は、信託法整備法第3条又は第26条第1項の規定により新法信託とすることが可能であるが、これを行わない場合は信託法整備法第2条の規定が適用される。その結果、旧法信託については、新信託法及び信託法整備法により制度整備が図られた受益権原簿、信託の併合、投資信託に関する公告の方法を委託者における公告の方法とすること並びに投資信託約款変更等に係る書面決議及び当該書面決議において反対した受益者の買取請求等に関する新投信法等の規定（新投信法第4条第2項第17号、第6条第7項、第16条第2号、第17条、第18条、第20条、第25条、第49条第2項第18号、第50条第4項、第54条第1項において準用する第16条第2号、第17条及び第18条、第57条及び第59条において準用する第16条第2号、第17条、第20条及び第25条並びにこれらの規定に関する罰則及び金商法施行令・内閣府令）は適用されず、これらの規定に改正される前の関係する旧投信法、金商法施行令・内閣府令が適用されることに留意する。</p>	<p><u>VI-2-8-1</u> 投信法及び信託法に関する留意事項</p> <p>新信託法の施行前に信託された投資信託についての適用法令に関する留意事項は次のとおり。なお、<u>VI-2-8-1</u>における用語の定義は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「新信託法」：信託法（平成18年法律第108号） ② 「信託法整備法」：信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号） ③ 「新投信法」：改正法第5条の規定による改正後の投信法 ④ 「旧投信法」：信託法整備法第25条の規定による改正前の投信法 ⑤ 「新法信託」：新投信法及び新信託法の施行後に信託された投資信託 ⑥ 「旧法信託」：新投信法及び新信託法の施行前に信託された投資信託 <p>旧法信託は、信託法整備法第3条又は第26条第1項の規定により新法信託とすることが可能であるが、これを行わない場合は信託法整備法第2条の規定が適用される。その結果、旧法信託については、新信託法及び信託法整備法により制度整備が図られた受益権原簿、信託の併合、投資信託に関する公告の方法を委託者における公告の方法とすること並びに投資信託約款変更等に係る書面決議及び当該書面決議において反対した受益者の買取請求等に関する新投信法等の規定（新投信法第4条第2項第17号、第6条第7項、第16条第2号、第17条、第18条、第20条、第25条、第49条第2項第18号、第50条第4項、第54条第1項において準用する第16条第2号、第17条及び第18条、第57条及び第59条において準用する第16条第2号、第17条、第20条及び第25条並びにこれらの規定に関する罰則及び金商法施行令・内閣府令）は適用されず、これらの規定に改正される前の関係する旧投信法、金商法施行令・内閣府令が適用されることに留意する。</p>
<p><u>VI-2-8</u> 協会等未加入業者に関する監督上の留意点</p> <p>(1) 主な着眼点</p>	<p><u>VI-2-9</u> 協会等未加入業者に関する監督上の留意点</p> <p>(1) 主な着眼点</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>① 金融商品取引業協会に加入せず、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となっていない金融商品取引業者（以下、<u>Ⅵ-2-8</u>において「協会等未加入業者」という。）は、協会等規則を考慮し、社内規則を適切に整備しているか。</p> <p>②・③ （略）</p> <p>（2） （略）</p>	<p>① 金融商品取引業協会に加入せず、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となっていない金融商品取引業者（以下、<u>Ⅵ-2-9</u>において「協会等未加入業者」という。）は、協会等規則を考慮し、社内規則を適切に整備しているか。</p> <p>②・③ （略）</p> <p>（2） （略）</p>
<p><u>Ⅶ. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</u></p>	<p><u>Ⅶ. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</u></p>
<p>Ⅶ-1 業務の適切性（登録金融機関）</p> <p>登録金融機関の業務の適切性については、Ⅲ-2（Ⅲ-2-3-4（2）、Ⅲ-2-6（1）②、Ⅲ-2-8（3）及びⅢ-2-9を除く。）、Ⅳ-1-3、Ⅳ-3-1（Ⅳ-3-1-2（1）、Ⅳ-3-1-4（4）及びⅣ-3-1-5を除く。）、Ⅳ-3-3（Ⅳ-3-3-1（1）から（3）まで、<u>Ⅳ-3-3-2（3）</u>③から⑧まで、Ⅳ-3-3-4及びⅣ-3-3-5を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、Ⅵ-2及びⅦ-2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、金融商品仲介業務については、Ⅳ-3-1-2（4）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p>	<p>Ⅶ-1 業務の適切性（登録金融機関）</p> <p>登録金融機関の業務の適切性については、Ⅲ-2（Ⅲ-2-3-4（2）、Ⅲ-2-6（1）②、Ⅲ-2-8（3）及びⅢ-2-9を除く。）、Ⅳ-1-3、Ⅳ-3-1（Ⅳ-3-1-2（1）、Ⅳ-3-1-4（4）及びⅣ-3-1-5を除く。）、Ⅳ-3-3（Ⅳ-3-3-1（1）から（3）まで、<u>Ⅳ-3-3-2（4）</u>③から⑧まで、Ⅳ-3-3-4及びⅣ-3-3-5を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、Ⅵ-2及びⅦ-2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、金融商品仲介業務については、Ⅳ-3-1-2（4）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p>
<p><u>Ⅹ. 監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者）</u></p>	<p><u>Ⅹ. 監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者）</u></p>
<p>Ⅹ-1 業務の適切性（金融商品仲介業者）</p> <p>金融商品仲介業者の業務の適切性については、Ⅲ-2（Ⅲ-2-5-2、Ⅲ-2-5-3及びⅢ-2-6（1）②を除く。）、Ⅳ-3-1（Ⅳ-3-1-2（2）、Ⅳ-3-1-3（1）及び（2）並びにⅣ-3-</p>	<p>Ⅹ-1 業務の適切性（金融商品仲介業者）</p> <p>金融商品仲介業者の業務の適切性については、Ⅲ-2（Ⅲ-2-5-2、Ⅲ-2-5-3及びⅢ-2-6（1）②を除く。）、Ⅳ-3-1（Ⅳ-3-1-2（2）、Ⅳ-3-1-3（1）及び（2）並びにⅣ-3-</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>1-6を除く。)及びIV-3-3-2(5)(店頭デリバティブ取引と同様のリスク特性を有する取引(仕組債の販売等)に係る部分に限る。)に準ずるほか、金商法第66条の18に規定する説明書類については、以下の点に留意して検証することとする。</p> <p>なお、IV-3-1-2(4)の債券とは、金商業等府令第281条第7号に規定する有価証券をいい、同(4)③イ及びロの理論価格、並びに同(4)③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者等において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p> <p>(1)・(2)(略)</p>	<p>1-6を除く。)並びにIV-3-3-2(3)及び(6)(店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売に係る部分に限る。)に準ずるほか、金商法第66条の18に規定する説明書類については、以下の点に留意して検証することとする。</p> <p>なお、IV-3-1-2(4)の債券とは、金商業等府令第281条第7号に規定する有価証券をいい、同(4)③イ及びロの理論価格、並びに同(4)③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者等において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p> <p>(1)・(2)(略)</p>